

## 調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 10 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

#### (1) 業務の名称及び数量

令和 7 年度県営住宅単身高齢者世帯等訪問支援業務（中部） 一式

#### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

#### (3) 業務の期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 25 日まで

#### (4) 入札方法

入札は、紙入札により行い、郵便等による入札を認める。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額を含めた金額）とすること。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税等の額を記載すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

#### (2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「その他の委託等」の「その他」に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 7 年 11 月 4 日（火）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより 4 の（3）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに 4 の（3）の場所に必ず連絡すること。

#### (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付発出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

#### (4) 鳥取県内に本店、支店、事務所又は営業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

### 3 契約担当部局

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課企画担当

電話 0857-26-7408

電子メール jyutaku-seisaku@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する担当部局

(1) に同じ

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書等の交付方法

令和7年10月28日(火) から令和7年11月20日(木) までの間にインターネットのホームページ(鳥取県住宅政策課ウェブサイト(<https://www.pref.tottori.lg.jp/jyutaku-seisaku/>)) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年10月28日(火) から令和7年11月20日(木) までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前10時から午後4時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年12月3日(水) 午前11時

ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月2日(火)午後4時とする。

イ 場所

鳥取県庁本庁舎地階 第6会議室(鳥取市東町一丁目220)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、入札説明書に示すところにより提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、郵便等又は持参により4の(1)の場所に令和7年11月20日(木)正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(ただし、会計規則第111条の規定により、契約書の作成を省略し、請書を徴する場合がある。)

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、落札となるべき最低価格の入札を行ったものが2以上あるときは、政令第167条の9の規定に基づき、くじ抽選により落札者を決定する。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。